

入札公告・入札説明書

令和5年9月1日

(契約責任者)西日本高速道路株式会社

〇〇社長 高速 太郎

次のとおり、条件付一般競争入札に付すとともに、「1-11. 函書交付」に掲げる「入札関係書類」及びその他関係法令に定めるもののほか、本「入札公告・入札説明書」(以下「本公告」という。)に記載のとおり実施するので、入札参加者は、「入札関係書類」を熟読し、「入札者に対する指示書」を遵守した上で参加すること。

なお、各用語の定義については、「≪別紙 用語の定義≫」に記載のとおり。

第1 調達手続の概要	
1-1. 工事名	令和5年度 〇〇自動車道 ■■高速道路事務所管内舗装補修工事
1-2. 契約担当部署	西日本高速道路株式会社 〇〇社 ■部 □課 (住 所)〒123-4567 ●●県△市□町1-2-3 (TEL)01-2345-6789 (FAX)01-2345-6788 なお、関連情報を入手するための照会窓口も同様とする。
1-3. 落札方式	<総合評価落札方式(施工能力評価型(簡易型))>(協議合意方式) ※詳細は「≪別紙 用語の定義≫」、「第4 総合評価落札方式」及び「入札者に対する指示書 第18-3 協議合意の方法」のとおり
1-4. 電子入札対象	<対象> ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札留意事項」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/
1-5. 発注規模特例	<設定なし>
1-6. 継続契約方式	<設定なし>
1-7. 条件付一般競争入札(期間短縮型)	<設定なし>
1-8. 一括審査方式	<設定なし>
1-9. 契約金額の約定方法	<総価単価契約> ※詳細は「≪別紙 用語の定義≫」のとおり
1-10. 入札時の単価表の提出	<必要> 電子入札システムにより提出すること。 なお、電子入札システムにより提出する場合は、「単価表」表紙への押印は不要とし、持参又は郵送による場合は、押印を必要とする。 また、提出された「単価表」は返却しない。 ※詳細は「電子入札留意事項 9. 単価表等」のとおり

1-11. 図書交付	「入札者に対する指示書 第2 入札者を拘束する書類」に定める「入札関係書類」は、「8-2. 図書交付期間」に記載の期間、入札情報公開システムにより提供する。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/ ダウンロードに必要なパスワード「123456789」
------------	---

第2 工事概要	
2-1. 工事場所	自)●●県△市 至)□□県▲市
2-2. 工事内容	本工事は、●●高速道路事務所管内における◇◇自動車道(◎◎IC～□□IC)において、舗装補修を行う工事である。
2-3. 工事概算数量	舗装面積 約4.5万m ² /床版防水 約17千m ²
2-4. 使用する主要な資機材	－
2-5. 工期	余裕期間制度の設定:<設定あり> 工事の始期日から 570 日間 (ただし、令和6年3月1日(工事開始期限)までに工事を開始すること) ※詳細は「<別紙 用語の定義>」のとおり
2-6. 週休2日促進工事	<設定あり> なお、本工事は「工事工程表の開示工事」である。 ※詳細は「<別紙 用語の定義>」及び「特記仕様書」のとおり
2-7. 概略発注方式	<設定なし>
2-8. 入札前価格見積方式	<設定あり> ※詳細は「<別紙 用語の定義>」及び「別添 入札前価格見積方式に関する注意事項」のとおり
2-9. 点在積算の特例	<設定なし>
2-10. 間接工事費の特例	<設定あり> ※詳細は「<別紙 用語の定義>」のとおり
2-11. ICT活用工事	<設定なし>
2-12. 土木工事積算に係る特例	<設定なし>
2-13. 特例監理技術者の配置	<認めない>

第3 競争参加資格要件	
次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、競争に参加することができる。	
なお、「5-2. 申請書等の提出期間、場所及び方法」に掲げる期間に申請書等を提出しない者又は契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、競争参加資格がないと認められた者は、競争に参加することができない。	

3-1. 契約不適合者でないこと	<p>審査基準日(「5-2. 申請書等の提出期間、場所及び方法」に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第7号)」第6条の規定に該当しない者であること。</p>
3-2. 有資格者であること	<p>開札時において、以下の条件に該当すること。</p> <p>なお、本工事は、工事競争参加者募集・選定表にかかわらず工事有資格者を募集している。</p> <p>(1)単体で参加する場合</p> <p>「令和5・6年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格」のうち「舗装工事」の資格を有し、かつ、「等級A」に格付けされている者</p> <p>(2)特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)で参加する場合</p> <p>「令和5・6年度西日本高速道路株式会社工事一般競争(指名競争)参加資格」のうち「舗装工事」の資格を有し、かつ、「等級A又は等級B」に格付けされている2者で構成された共同企業体</p> <p>ただし、「会社更生法(平成14年法律第154号)」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法(平成11年法律第225号)」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領(平成21年3月31日制定・要領第41号)」に基づく工事一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。</p>
3-3. 過去2年間の工事成績評定の平均点に関すること	<p>西日本高速道路株式会社が発注し、入札公告の前年度から起算した過去2年間(令和3年度・令和4年度)に完成・引渡しが完了した工事における、当該工種の工事成績評定の平均点が2年連続で65点未満でないこと。</p>
3-4. 地理的条件に関すること	<p><資格要件としない></p>
3-5. 施工実績を有すること	<p>審査基準日において、平成20年度以降年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有することとし、審査基準日までに別記様式2「同種工事の施工実績」が提出されていること。</p> <p>(1)単体、特定JVの代表者及び代表者以外の構成員の場合</p> <p>次の施工実績を有すること。</p> <p>供用中の自動車専用道路等(注1)の交通規制(車線減少・片側交互通行)において、表層の設計舗装面積(注2)が7,000m²以上あるアスファルト舗装工を主体とした工事(歩道を除く)</p> <p>(注1)自動車専用道路等とは、自動車専用道路又は高速道路会社が管理する道路をいう。</p> <p>(注2)同種工事の実績を「コリンズに登録されている工事」により申請する場合、上記の「表層の設計舗装面積」は、コリンズ登録項目の「舗装施工総面積」によるものとする。</p> <p>(2)特定JVの代表者以外の構成員の場合</p> <p>次の施工実績を有すること。</p> <p>供用中の自動車専用道路等(注1)又は国道の交通規制(車線減少・片側交互通行)において、表層の設計舗装面積(注2)が1,000m²以上あるアスファルト</p>

	<p>舗装工を主体とした工事(歩道を除く)</p> <p>(注1)自動車専用道路等とは、自動車専用道路又は高速道路会社が管理する道路をいう。</p> <p>(注2)同種工事の実績を「コリンズに登録されている工事」により申請する場合、上記の「表層の設計舗装面積」は、コリンズ登録項目の「舗装施工総面積」によるものとする。</p> <p>※特定JVの代表者以外の構成員については、(1)若しくは(2)に掲げるいずれかの施工実績を有すること</p> <p>【注意事項】</p> <p>①次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する工事は、施工実績として認めない。</p> <p>Ⅰ)西日本高速道路株式会社(旧日本道路公団含む)が発注した工事であって、評定合計が65点未満のもの</p> <p>Ⅱ)「国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)」2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事であって、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないもの</p> <p>Ⅲ)共同企業体の構成員としての施工実績のうち、出資比率が均等割の10分の6未満のもの</p> <p>②複数の施工実績を求める場合は、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。</p>
3-6. 施工計画が適正であること	<資格要件としない>
3-7. 機器の製造実績を有すること	<資格要件としない>
3-8. 主要機器の保守技術支援体制を有すること	<資格要件としない>
3-9. 入札参加資格停止に関すること	<p>審査基準日(審査基準日を含む。)から落札者を決定する日(決定する日を含む。)までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年要領第96号)」に基づき、「地域 1」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間に入札参加資格停止を受けていないこと。</p> <p>※詳細は「<別紙 用語の定義>」のとおり</p>
3-10. 設計業者との資本・人的関係	<設定なし>
3-11. 入札前価格見積書の提出に関すること	審査基準日までに入札前価格見積書が提出されていること。
3-12. 資本・人的関係	<p>資本・人的関係のある者同士が入札手続に参加していないこと。</p> <p>※詳細は「<別紙 用語の定義>」のとおり</p>

<p>3-13. 特定JV結成に関する事</p>	<p>本工事は、特定JVとしての参加を認める工事である。</p> <p>なお、特定JVを構成する場合には、次に掲げる事項を満たしていること。</p> <p>(1)各構成員が当該工事に対する「建設業法(昭和24年法律第100号)」の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取扱うことができる。</p> <p>(2)各構成員が当該工事に対応する「建設業法」の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に「建設業法」に基づく配置ができること。</p> <p>(3)「工事等競争参加資格登録要領」別紙9-1に定める「標準特定建設工事共同企業体協定書(甲)」による協定書(案)が提出されていること。</p> <p>(4)各構成員の出資比率が均等割の10分の6以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。(この場合「等級 B」の者の工事限度額は4億円未満とする。)また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。</p> <p>(5)経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合の構成員でないこと。</p>
<p>3-14. 有資格者でない者に関する留意事項</p>	<p>「3-2. 有資格者であること」を満たしていない者も申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、「3-2. 有資格者であること」を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。</p>

<p>第4 総合評価落札方式</p>	
<p>4-1. 技術評価点</p>	<p>技術評価点の最高点は 17 点とし、評価項目及びその配点は技術提案様式1「確認資料整理表」のとおり。</p> <p>なお、評価項目のうち資格審査の対象としているものについて、技術評価の結果、最低限の要求要件を満たさないと判断したときは、競争参加資格を認めない。</p> <p>また、次の場合、競争参加資格確認結果通知の日を基準日とする付加点を付与する。ただし、付加点の付与に際しては、基準日以降の入札辞退等を考慮しない。</p> <p>(1)技術評価点1位の者が2者以上の場合</p> <p>技術提案又は施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な1者に対し0.5点</p> <p>※最も優位な1者は、技術提案様式1「確認資料整理表」に掲げる評価項目の順で判断する。</p> <p>※評価結果及び質的内容に差異が無く最も優秀な1位を選定できない場合には、付加点を付与しない。</p> <p>(2)技術評価点1位の者と2位の者との差が0.5点未満の場合</p> <p>1位の者に対し2位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数</p>

4-2. 価格評価点	<p>価格評価点は、以下に定めるところにより算定する。</p> <p>なお、入札価格が価格評価基準額と同額の場合を100点とし、それを下回る場合は0点とする。</p> <p>【算定式】</p> <p>$X \geq X_0$の場合：$Y = -(X - X_0)^2 / (2 \times (100 - X_0)) + 100$</p> <p>$X < X_0$の場合：$Y = 0$</p> <p>この式においてX、X₀及びYは、それぞれ次の値を表す。</p> <p>X : 入札率 = 入札価格 / 契約制限価格 × 100</p> <p>X₀: 価格評価基準額 / 契約制限価格 × 100</p> <p>Y : 価格評価点</p>																
4-3. 価格評価基準額	<p>価格評価点を算定する基準である価格評価基準額は、「入札者に対する指示書 第16 低入札に対する対応」に記載の審査対象基準価格と同額とする。</p>																
4-4. 「企業の高度な技術力」にかかる技術提案	<p><評価項目としない></p>																
4-5. 技術提案に関するペナルティ	<p>実際の施工に際しては、技術提案書に記載した施工方法のうち評価の対象とした施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うこと。</p> <p>受注者の責めに帰すべき事由により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。</p> <p>なお、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、評価された項目ごとに以下のとおり工事成績評定点を減ずる措置を行う(ただし、減点の累計は最大で-9 点までとする。)とともに、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことがある。</p> <table border="1" data-bbox="491 1267 1417 1702"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価内容(細目)</th> <th>工事成績評定点の減点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">施工体制</td> <td>登録基幹技能者等の配置</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td>若手(35歳以下)又は女性技術者(年齢問わず)の配置</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域貢献度</td> <td>建設資材の購入予定</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td>下請負人の使用予定</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td>NEXCO西日本貢献度</td> <td>災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績</td> <td>-3点</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価内容(細目)	工事成績評定点の減点	施工体制	登録基幹技能者等の配置	-3点	若手(35歳以下)又は女性技術者(年齢問わず)の配置	-3点	地域貢献度	建設資材の購入予定	-3点	下請負人の使用予定	-3点	NEXCO西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	-3点
評価項目	評価内容(細目)	工事成績評定点の減点															
施工体制	登録基幹技能者等の配置	-3点															
	若手(35歳以下)又は女性技術者(年齢問わず)の配置	-3点															
地域貢献度	建設資材の購入予定	-3点															
	下請負人の使用予定	-3点															
NEXCO西日本貢献度	災害時の協力実績又は緊急雪氷作業等の協力実績	-3点															

第5 申請書等の作成及び提出並びに競争参加資格確認結果の通知	
5-1. 申請書等の作成	<p>本工事の競争入札へ参加を希望する者は、別記様式1「競争参加資格確認申請書」、「第3 競争参加資格要件」に掲げる各様式及び技術提案書(技術提案様式1「確認資料整理表」及び同様式に掲げる各様式)(本公告において「申請書等」という。)を提出して、競争参加資格の審査及び技術提案の評価を受けなければならない。</p>

5-2. 申請書等の提出期間、場所及び方法	<p>(1)提出期間:「8-5. 申請書等の提出期間」のとおり。</p> <p>(2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。</p> <p>(3)提出方法:電子入札システムにより提出すること。</p> <p>なお、電子入札システムにより提出する場合は、申請書等への押印は不要とし、持参又は郵送による場合は、押印を必要とする。</p> <p>※詳細は「電子入札留意事項 8. 申請書、表明書、競争参加資格確認資料及びVE提案資料」のとおり</p>
5-3. 競争参加資格確認資料及び技術提案書類のヒアリング	<実施しない>
5-4. 技術的対話	<実施しない>
5-5. 再技術提案書の提出及びヒアリング	<実施しない>
5-6. 配置予定技術者のヒアリング	<実施しない>
5-7. 競争参加資格確認結果通知	競争参加資格確認結果については、「8-11. 競争参加資格確認結果通知予定日」までに通知する。
5-8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	<p>競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、契約責任者に対して説明を求めることができる。</p> <p>(1)提出期限:「8-12. 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求期限」のとおり。</p> <p>(2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。</p> <p>(3)提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、別記様式5「競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書」を持参又は郵送により提出すること。</p> <p>※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル（検証機能・説明請求機能）」のとおり</p> <p>https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/</p> <p>(4)回答方法:競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、「8-12. 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求期限」の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので、確認すること。</p> <p>なお、紙入札方式による場合は書面により回答する。</p>
5-9. 再苦情申立て	<p>「5-8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」(4)の回答に不服がある者は、契約責任者に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。</p> <p>(1)提出期限:「5-8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」(4)の回答を受け取った日から7日以内(休日は含まない)</p>

	<p>(2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。</p> <p>(3)提出方法:別記様式6「説明請求書」を持参することとし、郵送又は電送は受け付けない。</p>
5-10. 設計業務成果品の貸与	<貸与しない>
5-11. 設計業務成果の閲覧	<閲覧不可>
5-12. 申請書等の作成及び提出に関する留意事項	<p>(1)申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>(2)契約責任者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>(3)提出された申請書等は、返却しない。</p> <p>(4)提出期限日以降における申請書等の差替え又は再提出は、いかなる場合にあっても認めない。</p> <p>(5)落札者は、確認資料に記載した内容は、やむを得ないと認められる場合を除き、当該工事において必ず遵守しなければならない。</p> <p>(6)申請書等に関する問合せ先 「1-2. 契約担当部署」に同じ。</p> <p>(7)技術提案に対する評価結果の通知 企業の高度な技術力に係る提案において評価しない提案は、「5-7. 競争参加資格確認結果通知」における競争参加資格の確認結果と併せて入札参加希望者に対して通知する。</p>

第6 入札・開札・落札者の決定	
6-1. 入札書の提出期間及び方法	<p>(1)提出期間:「8-17. 入札書提出期間」のとおり。</p> <p>(2)提出方法:電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送すること。</p>
6-2. 開札日時及び場所	<p>(1)開札日時:「8-18. 開札日時」のとおり。</p> <p>(2)開札場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。</p>
6-3. 落札者の決定	「1-3. 落札方式」に同じ。
6-4. 入札の無効	<p>「入札者に対する指示書 第14 入札の無効」のとおり。</p> <p>なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に「第3 競争参加資格要件」に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。</p> <p>また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。</p>
6-5. 再度入札	「入札者に対する指示書 第17 再度入札」のとおり。
6-6. 低入札価格調査	「入札者に対する指示書 第16 低入札に対する対応」のとおり。

第7 その他	
7-1. 質問受付期間及び受付方法	(1)本公告に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。ただし、割掛対象表参考資料内訳書及び参考図の内容に関する事項は質問することが出来

	<p>ない。</p> <p>①受付期間:「8-13. 質問書の受付期間」のとおり。</p> <p>②提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。</p> <p>※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル (検証機能・説明請求機能)」のとおり</p> <p>https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/</p> <p>(2)(1)の質問に対しては、電子入札システムにより回答するので確認すること。紙入札方式による場合は、書面により回答する。</p> <p>なお、質問者以外の者のうち、紙入札方式により申請書等を提出した者については、回答内容を電送する。</p> <p>また、次のとおり閲覧に供する。</p> <p>①期間:回答日の翌日から入札書の提出期限の日の前日までの休日を除く毎日、午前10時00分から午後4時00分まで</p> <p>②場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。</p>
7-2. 使用する言語及び通貨	手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
7-3. 手続における交渉の有無	<無>
7-4. 入札保証・契約保証	<p>入札保証:<不要> 契約保証:<必要></p> <p>※契約保証に関する詳細は「入札者に対する指示書 第19 契約の保証」のとおり</p>
7-5. 契約書の作成	<p>必要(原則、電子契約による)</p> <p>※「契約書(案)」により作成することとし、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供する電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」を利用すること。</p> <p>※詳細は当社Webサイト掲載の「電子契約」のとおり</p> <p>https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contract/</p>
7-6. 支払条件	契約書(案)のとおり。
7-7. 火災保険付保の要否	土木工事共通仕様書「1-57-1 保険の付保」による。
7-8. 入札参加資格停止措置	申請書等に虚偽の記載をした場合、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合においては、当該入札者に対し、入札参加資格停止の措置を講じることがある。
7-9. 監理技術者等を配置できること	<p>現場代理人、主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の配置要件は以下のとおり。</p> <p>なお、本案件は、競争参加資格として監理技術者等の配置基準を設けず、契約締結後に配置要件を確認する工事であり、契約締結後に配置要件を満足しないことが判明した場合、契約解除かつ入札参加資格停止を行うことがある。</p> <p>(1)現場代理人は常駐で配置できること(共通仕様書に定める現場における常駐を要</p>

しない期間を除く)。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。

なお、余裕期間内は、監理技術者等の配置を要しない。

(2) 監理技術者等が、平成20年度以降に元請けとして完成・引渡し完了した次に示す同種工事の経験を有すること。

供用中の自動車専用道路等(注1)の交通規制(車線減少・片側交互通行)において、表層の設計舗装面積(注2)が7,000m²以上あるアスファルト舗装工を主体とした工事(歩道を除く)

(注1) 自動車専用道路等とは、自動車専用道路又は高速道路会社が管理する道路をいう。

(注2) 同種工事の実績を「コリンズに登録されている工事」により申請する場合、上記の「表層の設計舗装面積」は、コリンズ登録項目の「舗装施工総面積」によるものとする。

※同種工事の経験に係る取扱いは「3-5. 施工実績を有すること」【注意事項】①に同じ。

(3) 配置予定の監理技術者等は、全ての工種について同種工事の経験を有すること。ただし、全ての工種の経験を同一の者が有している必要はない。また、複数の施工実績を求める場合、全ての工種の経験を同一工種で有している必要はない。

(4) 主任技術者又は監理技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、申請書等提出以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(5) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

7-10. 設計管理技術者等を配置できること

<確認項目としない>

7-11. 契約後VE方式

<設定あり>

※詳細は「別紙 用語の定義」及び「特記仕様書」のとおり

7-12. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

<無>

第8 手続きに関する日程

「1-2. 契約担当部署」における受付は、各期間のうち、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)(「休日」という。)を除く毎日午前10時00分から午後4時00分までとする。

申請書等の提出に関する日程

8-1. 入札公告日	令和5年9月1日(金)	
8-2. 函書交付期間	令和5年9月1日(金)から	令和5年10月2日(月)まで
8-3. 設計業務成果品の貸与に関する申込期間	—	—
8-4. 設計業務成果品の閲覧期間	—	—
8-5. 申請書等の提出期間	令和5年9月4日(月)から	令和5年9月19日(火) 午後 4時00分まで
8-6. 競争参加資格確認資料等のヒアリング期間	—	—
8-7. 技術的対話実施期間	—	—
8-8. 再技術提案書の提出期間	—	—
8-9. 再技術提案書のヒアリング期間	—	—
8-10. 配置予定技術者のヒアリング期間	—	—
8-11. 競争参加資格確認結果通知予定日	令和5年10月4日(水)	
8-12. 競争参加資格がないと認められた理由の説明要求期限		令和5年10月11日(水) 午後 4時00分まで
8-13. 質問書の受付期間	令和5年9月1日(金)から	令和5年10月18日(水) 午後4時00分まで
入札前価格見積方式に関する日程		
8-14. 入札前価格見積書の提出期間	令和5年9月4日(月)から	令和5年9月19日(火) 午後4時00分まで
8-15. 入札前価格見積方式に関する技術確認期間	令和5年9月20日(水)から	令和5年10月3日(火)まで
8-16. 入札前価格見積方式に関する最終見積書提出期限		令和5年10月11日(水) 午前4時00分まで
入札書の提出等に関する日程		
8-17. 入札書提出期間	令和5年10月19日(木)から	令和5年11月14日(火) 午前 11時00分まで
8-18. 開札日時	令和5年11月15日(水) 午後 3時00分	

<p>≪別紙 用語の定義≫</p>	
1. 価格落札方式	<p>契約制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式をいう。</p>
2. 総合評価落札方式	<p>民間企業の有する技術力を活用して工事目的物の品質を確保するため、入札者に入札価格及び価格以外の技術的な要素をもって契約の申込みをさせ、これらを総合的に評価することにより、当社にとって最適な落札者を決定する方式をいう。</p> <p>なお、入札価格と価格以外の技術的要素がもたらす総合評価は、「技術評価点」と「価格評価点」を合算した評価値をもって行う。</p> <p>≪施工実績確認型≫</p> <p>技術的難易度が低い工事のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事(ただし、政府調達協定基準額以上のものを除く。)において、過去の施工実績その他の技術力を技術提案として、入札価格と総合的に評価するものをいう。</p> <p>≪施工能力評価型(簡易型)≫</p> <p>技術的難易度が低い工事のうち、技術的な工夫の余地が大きい工事(ただし、政府調達協定基準額以上のものを除く。)において、会社が示した設計図書に基づき適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するために、企業や配置予定技術者の施工実績、成績評定、表彰その他の技術力を技術提案として、入札価格と総合的に評価するものをいう。</p> <p>≪施工計画提案型(標準型)≫</p> <p>技術的難易度が高い工事において、標準案の内容や施工方法に係る技術提案を求めるもので、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮、工事中のコスト削減につながる提案その他の観点から、技術力と入札価格とを総合的に評価するものをいう。</p> <p>≪高度技術提案型≫</p> <p>技術的難易度が特に高い工事において、標準案を示すことなく、又は標準案として示す内容を小さくして工事目的物や施工方法に係る高度な技術提案を求めるもので、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストその他の観点から、技術力と入札価格とを総合的に評価するものをいう。</p>
3. 協議合意方式	<p>契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかった場合に、最低の価格をもって入札した者又は価格及びその他の条件が当社にとって最も有利な者を協議対象者とし、協議を経て落札者を決定する方式をいう。</p> <p>なお、本方式による場合、本公告及び「入札関係書類」中「契約制限価格」とあるのは「契約参考価格」と読み替える。</p>
4. 発注規模特例	<p>契約責任者、競争参加資格条件及びその他の条件を、契約制限価格にかかわらず、本工事の入札公告時における発注規模に基づき設定する特例をいう。</p>
5. 継続契約方式	<p>当初発注工事の後に発注する工事(以下「後発工事」という)に随意契約(特命契約)の協議を可能とする条件を付帯することで、当初発注工事の受注者と随意契約(特命契約)により継続して契約手続きを行うことができる方式をいう。</p>
6. 条件付一般競争入札(期間短縮型)	<p>小規模でかつ定期的に発注を繰り返す技術的工夫の余地が特に小さい工事を迅速に実施するため、条件付一般競争入札の入札契約事務手続きを短縮するものをいう。</p>

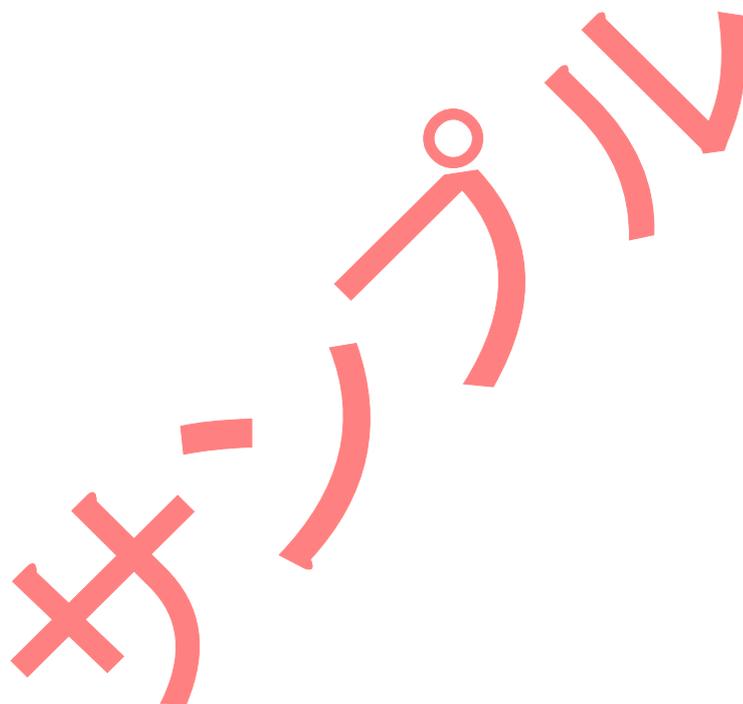
7. 一括審査方式	<p>同時期に競争参加資格要件及び技術提案項目が共通する案件を複数発注する際に、一括して申請及び審査を実施し、審査結果を複数の案件に共通して適用する方式をいう。</p> <p>なお、入札参加希望者は、複数の案件の全てに参加を表明する必要はなく、参加希望の案件を選択できる。</p>
8. 契約金額の約定方法	<p>≪総価単価契約≫</p> <p>契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定することに加え、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定するもの。</p> <p>≪総価契約≫</p> <p>契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定するもの。</p> <p>≪単価契約≫</p> <p>契約の内容又は性質上、数量を確定することができない場合において、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定し、その給付の実績によって契約金額を算定するもの</p>
9. 余裕期間制度	<p>受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(契約締結日から工事の始期日までの期間)を設定し、当社が定めた一定の期間内において落札者が工事の始期日を任意に設定することができる制度をいう。</p> <p>受注者は、当社との協議を経た上で、落札後7日以内に工期通知書により工事の始期日を通知すること。</p> <p>なお、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。</p> <p>現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、工場製作を含む工事における工場製作等、工事の着手を行ってはならないが、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うこと。</p> <p>また、低入札価格調査等により、当社が指定した工事開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、本公告中「工事の始期日」とあるのは「契約締結日の翌日」と読み替える。</p>
10. 週休2日促進工事	<p>週休2日を前提とした工事費及び工期を確保した工事(発注者指定方式)をいい、工期内に週休2日を確保した場合は、工事成績評価において加点評価の対象とする工事いう。ただし、工期期間内に週休2日を確保できなかった場合は、工事成績評価において減点措置を行う場合がある。</p> <p>なお、「工事工程表の開示工事」とは、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う工事をいう。</p>
11. 概略発注方式	<p>概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とする方式をいう。</p>
12. 入札前価格見積方式	<p>会社が指定した項目にかかる、競争参加を希望する者、被指名者又は随意契約の相手方からの見積に関する審査及び必要に応じた技術確認を経て、積算金額を算出し契約制限価格に反映する方式をいう。</p>

13. 点在積算の特例	<p>施工箇所が点在する工事では、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する特例をいう。</p>
14. 間接工事費の特例	<p>「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合が考えられる工事において、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する特例をいう。</p> <p>営繕費:労働者の送迎費、宿泊費、借上費 (宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)</p> <p>労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p>
15. ICT活用工事	<p>国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する工事をいう。</p> <p>なお、≪ICT活用指定方式≫、≪ICT活用希望(I型)方式≫及び≪ICT活用希望(II型)方式≫の詳細については「特記仕様書」のとおり。</p>
16. 土木工事積算に係る特例	<p>間接工事費(率分)のうち共通仮設費を1.1倍、現場管理費を1.1倍して積算する特例をいう。</p>
17. 特例監理技術者の配置	<p>建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事をいう。</p>
18. 入札参加資格停止の措置地域の措置地域	<p>≪地域1≫ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)</p> <p>≪地域2≫ 兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)</p> <p>≪地域3≫ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</p> <p>≪地域4≫ 山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県</p> <p>※1 地域2にかかる部分を除く。 ※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。 ※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。 ※4 地域1にかかる部分を除く。 ※5 地域4にかかる部分を除く。 ※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。</p>

<p>19. 資本・人的関係のある者同士</p>	<p>以下の①～③のいずれかに該当する者同士は、資本・人的関係のある者同士といえるため、同一案件に参加することができない。</p> <p>①以下のいずれかの場合に該当する資本関係</p> <p>I) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。</p> <p>II) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。</p> <p>②以下のいずれかの場合に該当する人的関係</p> <p>I) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。</p> <p>(イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>(ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>(ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)</p> <p>(ニ) 組合の理事</p> <p>(ホ) その他業務を執行する者であって、(イ)から(ニ)までに掲げる者に準ずる者</p> <p>II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</p> <p>③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係</p> <p>I) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。</p> <p>II) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>
<p>20. 不落札協議方式</p>	<p>契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかった場合に、当該入札に参加した者と技術的協議(以下「不落札協議」という。)を行い、内容審査の結果、入札参加者が提示した単価、歩掛り、施工方法その他の技術的事項に妥当性があると認められるときは、会社の積算基準による設計価格に代えて当該不落札協議の結果を用いて設計価格を定め、これに基づく契約制限価格により見積競争を行う方法により再発注する方式をいう。</p>

21. 契約後VE方式

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当社に提案できる方式をいう。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行う。



別記様式1「競争参加資格確認申請書」

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社
〇〇社長 高速 太郎 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
電話番号

印

令和5年9月1日付けで入札公告のありました「令和5年度 〇〇自動車道 ■■高速道路事務所管内舗装補修工事」に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告・入札説明書において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 当社は、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則第6条に該当する法人ではありません。
- 当社と資本関係又は人的関係のある者は、本工事の契約手続きには参加しません。
- 今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

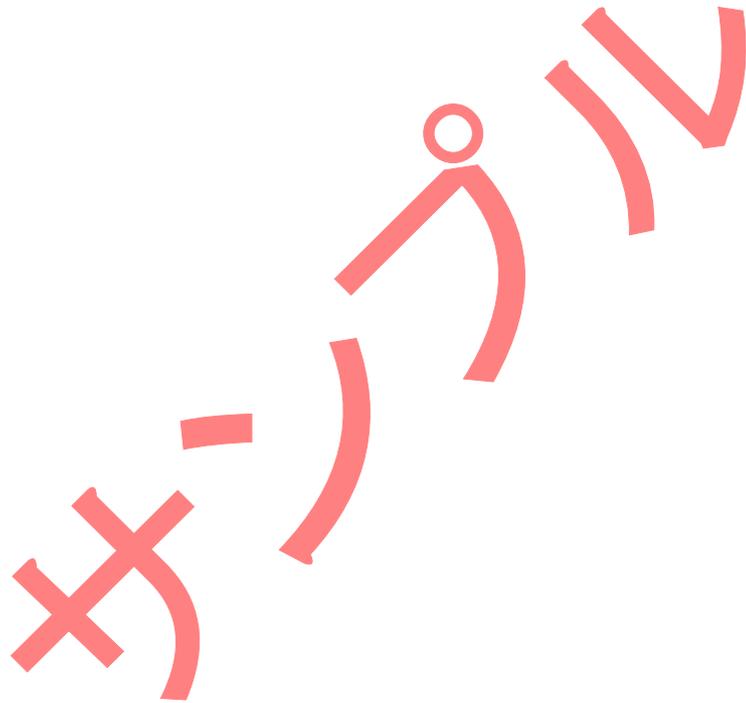
記

1. 第3 競争参加資格要件に掲げる各様式及び添付資料

以 上

<注意事項>

1. 紙入札方式による場合は、表に貴社の住所、氏名を記載した封筒に切手を貼った長3号封筒を、返信用封筒として同封すること。
2. 共同企業体による参加を認めている場合において、共同企業体を構成する場合は、構成員の連名により申請すること。



別記様式2「同種工事の施工実績」

同種工事の施工実績

会社名 _____

項目/条件		同種工事：
工事名称等	工事名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	発注者名	
	発注形態等	単体/共同企業体
	共同企業体の場合	協定方式： 甲/乙 出資比率：〇〇建設〇〇% □□建設〇〇%
工事内容等	工法・規模・寸法	(例) トンネル掘削工法：NATM トンネル延長：〇〇〇m 掘削断面積：〇〇m ²
	工事成績評定点数	●●点 ※工事成績評定を実施していない工事の場合は「設定なし」と記載

<注意事項>

- 同種工事の代表的な実績を1件ずつ記載すること。
なお、複数の同種工事の実績を求めている場合においては、同種工事毎に代表的な実績を1件ずつ記載すること。
- 共同企業体による参加を認めている案件において、共同企業体を構成する場合は、構成員毎に実績を記載すること。

<添付書類>

- 工事成績評定点数が分かる資料の写し
- コリンズの工事カルテの写し【注1】
- 契約書表題部、契約書類のうち同種工事が含まれていることが分かる資料（図面、内訳、仕様書等）の写し【注2】

注1 コリンズに登録がある場合

注2 コリンズに登録がない場合又は「3-2. 有資格者であること」に記載する工種が以下の工種（※）のいずれかの場合

※に関する工種

トンネル非常用設備、受配電設備、遠方監視制御設備、伝送交換設備、交通情報設備、無線設備、トンネル換気設備、機械設備、通信、塗装及び造園工事

別記様式5「競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書」

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社
〇〇社長 高速 太郎 様

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者

印

令和●年●月●日付で通知された、令和5年度 〇〇自動車道 ■■高速道路事務所管内舗装補修工事に係る競争参加資格確認申請についての審査において、競争参加資格がないと認めた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名 令和5年度 〇〇自動車道 ■■高速道路事務所管内舗装補修工事
2. 当該案件の公告日 令和5年9月1日
3. 疑問内容

以 上

説明請求書

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社
〇〇社長 高速 太郎 様

提出者) 住所
電話番号
商号又は名称
代表者氏名

印

令和●年●月●日付けで通知された令和5年度 〇〇自動車道 ■■■高速道路事務所管内舗装補修工事について、次のとおり説明を求めます。

1. 工事名 令和5年度 〇〇自動車道 ■■■高速道路事務所管内舗装補修工事

2. 不服のある事項

3. 不服の根拠となる事項

あ、い、う、え、お

別記様式9「設計業務成果閲覧申込書」

設計業務成果閲覧申込書

西日本高速道路株式会社 本社 財務部 契約審査課 宛

下記工事の設計業務成果の閲覧を希望します。

工 事 名	令和5年度 ○○自動車道 ■■高速道路事務所管内舗装補修工事
閲覧対象の 設計業務成果品	(ア) ●●高速道路 ●●地区詳細土質調査 (イ) ●●高速道路 ●●地区道路詳細設計検討業務 (ウ) ●●高速道路 ●●高架橋東橋梁設計検討業務
閲覧希望日	① (第一希望) 令和 年 月 日 ② (第二希望) 令和 年 月 日
閲覧希望時間	① (第一希望) 時 から 時 ② (第二希望) 時 から 時
会 社 名	●●建設株式会社 代表者 ●● ●● 印
担 当 者 名	●●支店●●部●●課 ●● ●●
担当者連絡先	T E L ●●●● (●●●●) ●●●●●● : F A X ●●●● (●●●●) ●●●●●●

注1) 閲覧希望者の数により閲覧日時を調整させて頂く場合があります。

なお、申込み当日の閲覧については対応できない場合があります。

注2) 本書式に必要事項を記入して、下記申込み先へFAXにより申し込んで下さい。ただし、閲覧当日には本紙を持参のうえ提出して下さい。

西日本高速道路株式会社 ○○支社 ■部 □課
T E L 01-2345-6789 : F A X 01-2345-6788

入札前価格見積方式に関する注意事項

本件は、入札前価格見積方式の対象案件です。つきましては、以下の事項に注意して入札にご参加ください。

- 入札前価格見積方式とは、金抜設計書の摘要欄に「見積対象」とある項目についての見積書を入札に参加を希望する者から競争参加資格確認申請書とともに（指名業者や見積業者は別途指定する提出期限までに）提出を求め、その結果を活用して契約制限価格（協議合意方式では契約参考価格）の設定を行う方式です。また、当該見積書提出後、必要に応じ記載された内容について入札者と技術確認を行い、再度の見積書の提出を求める場合があります。

また、入札者は会社からの技術確認の有無にかかわらず、最終見積書提出期限までに入札前価格見積方式に関する見積書（以下「入札前価格見積書」という。）の金額に変更が発生した場合、当該見積書を再提出してください。

なお、再提出が無い場合は、入札前価格見積書の金額に変更がないものとみなします。

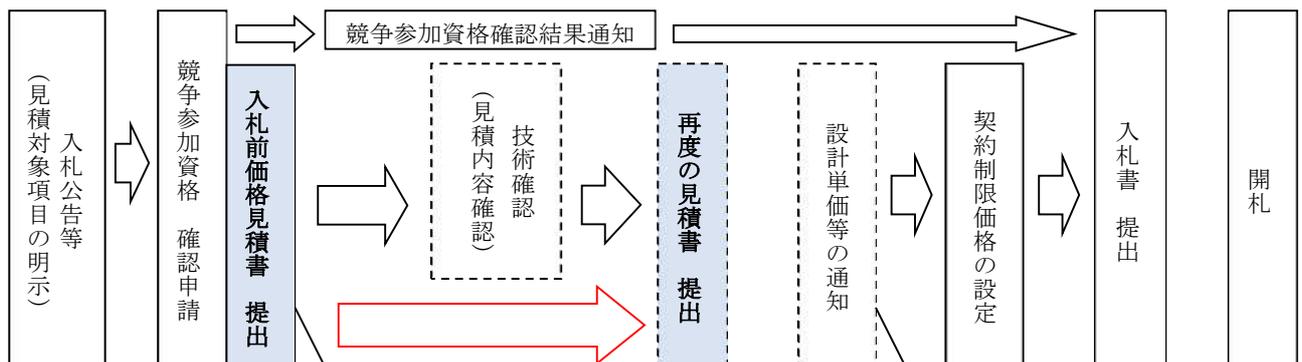
- 技術確認において、当社の設計図書の内容に関し確認の相手方を含め他の入札者に対し補足すべき内容がある場合には、原則としてすべての入札者に周知します。
- 入札前価格見積書に関し確認を行った設計図書に指定のない施工方法等は、契約後において拘束されるものではありません。
- 入札前価格見積書において金抜設計書の摘要欄に「見積対象」とある項目の名称、単位、数量等と著しく異なる場合は、当社に対する不誠実な行為があったと判断し、当該案件への参加を取り消す場合があります。
- 競争参加資格確認申請書とともに（指名業者や見積業者は別途指定する提出期限までに）入札前価格見積書の提出がされない場合、当該入札者は以後の入札手続きに参加することができません。また、技術確認後、再度の見積書の提出を求める場合も、別途指定する提出期限までに提出がされないときは、当該入札者は以後の入札手続きに参加することができません。
- 「3-2. 有資格者であること」に記載する工種が以下の工種（※）のいずれかの場合：入札前価格見積書により適正な価格であると認めた設計単価等について、入札書提出期限日から起算して7日（休日含まず。）以上前の日までに書面により通知します。
なお、入札者は、最終的に提出した入札前価格見積書又は入札者に通知する設計単価と著しく異なることがないように入札を行ってください。
- 「3-2. 有資格者であること」に記載する工種が以下の工種（※）以外の場合：入札者は、最終的に提出した入札前価格見積書に基づく入札を行ってください。
- 入札前価格見積書の提出を行った後であっても、入札書を当社に提出するまでの間は、入札を辞退することができます。
なお、辞退を理由として不利益な取扱いはいたしません。
- 提出期限、提出方法、提出場所、その他事項については、入札公告・入札説明書及び見積書作成要領をご確認ください。

※に関する工種

土木、土木補修、舗装、P C橋上部工、鋼橋上部工、橋梁補修改築、塗装、道路付属物及び道路保全土木工事

以上

入札前価格見積方式の流れ（イメージ）



提出期限までに提出がない場合、以後の手続きに参加できません。

（※に掲げる工種のみ）

西日本高速道路株式会社より技術確認があり、提出期限までに提出がない場合、以後の手続きに参加できません。